

(証券コード:3113)
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目10番24号
O a k キャピタル株式会社
代表取締役 竹 井 博 康

第154期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使に際しましては、2頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階
コスモスホール I

3. 目的事項

報告事項 第154期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.oakcapital.jp>）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回又はパソコン、スマートフォン、タブレットで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご利用いただくためのシステム環境

〔パソコンを用いて議決権を行使される場合〕

- (1) 画像の解像度：横1024×縦768ドット以上
 - (2) インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）：Microsoft Internet ExplorerのVersion6 SP3以上、Firefox 35.0.1以降、Chrome 40以降
- ※Cookieの設定を有効にしてください。

[スマートフォンを用いて議決権を行使される場合]

Android Version4.0以降を搭載している機種、iPhone4s以降

※スマートフォンのフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってご利用いただけない場合がございます。

[タブレット端末を用いて議決権を行使される場合]

iOS8を搭載している機種

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、
以下にお問合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(添付書類)

事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に、円安が進行するとともに、企業収益が改善されるなど、緩やかに回復してまいりました。

一方、国内株式市場は、上場企業がROE（株主資本利益率）の改善を意識した大幅な増配や自社株買いといった株主還元策に取り組むとともに、IR活動の充実や株主重視の姿勢を明確にしたため、2000年（平成12年）以来の高値水準まで上昇いたしました。

当社は、新興市場及び小型株市場の上場企業に向けた資金調達支援並びに再生企業向けの資本政策や成長戦略を支援する投資銀行業務を展開しております。

当期は、ホテル、飲食、情報通信機器、医薬品開発ベンチャー企業等に対して新規のエクイティファイナンス引受を行いました。また、既存投資先企業に対しては、事業の再構築支援や成長戦略事業支援などを行い、企業価値向上の後押しを積極的に取り組んでまいりました。

こうした結果、投資先企業の業績向上や、新たな事業展開等が株式市場で評価され、当社の投資先企業の時価総額が大幅に増加いたしました。今後も上場企業向け資金調達並びに事業成長の支援を通じて、企業貢献を果たしてまいります。

以上の結果、当期の業績は、売上高83億15百万円（前期比118.2%増）、営業利益21億22百万円（前期比252.4%増）、経常利益18億62百万円（前期比208.6%増）、当期純利益18億9百万円（前期比246.1%増）、1株当たり当期純利益は38円20銭となりました。

なお、ROEは前期の19.1%から32.6%と大幅に上昇し、上場企業（東証一部）の当期予想平均値である約10%に比べ収益性は高く、成長性を表す営業利益成長率は252.4%、安全性を表す自己資本比率は91.3%と、各経営指標において高い数値となりました。

また、生産性を表す従業員1人当たりの営業利益は、前期比202.1%増の1億1百万円となり、今後も強い財務体質をベースに、少数精鋭の強みを活かし敏速果敢に取り組んでまいります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

第7回新株予約権の行使により1,430,000株の新株式を発行(払込金額1株につき70円)及び第8回新株予約権の行使により873,000株の新株式を発行(払込金額1株につき237円)し、3億7百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、中核事業である投資銀行において、既存投資先の企業価値向上を図るとともに、多様な成長分野に視野を拡げ、積極的な活動に努めてまいります。また、事業投資を推進し、既存事業の収益化を図るとともに、新たな事業モデルの開発も進めてまいります。

① 投資銀行

上場企業向けエクイティファイナンスの引受と成長戦略を後押ししてまいります。また、事業の再構築や再編の支援を目的に、当社の仲介による企業間の事業提携等を通じ、事業規模や事業領域の拡大に導く再生支援を行うとともに、優れた技術力や成長力を持つ企業を対象に国内外で投資を実施いたします。

② 事業投資

・事業投資

事業提携や資本提携、M&Aなどを通じ、新規事業の創出や新たな事業展開を図ってまいります。

・事業プロジェクト投資

企業の成長シナリオとなる事業モデルの企画立案と構築支援を行い、併せて、事業資金についてエクイティファイナンスの引受を実施いたします。

・ブランド投資

高いブランド力を持つ企業に対し投資を行い、成長支援を通じて企業価値の向上を図ってまいります。

上記の課題に適切に対処することにより、事業の更なる発展に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移
当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第151期 (平成24年3月期)	第152期 (平成25年3月期)	第153期 (平成26年3月期)	第154期(当期) (平成27年3月期)
売 上 高 (千円)	292,209	891,087	3,810,286	8,315,754
経 常 利 益 (千円)	△618,837	△330,688	603,476	1,862,608
当期純利益 (千円)	△620,751	△735,689	522,737	1,809,145
1株当たり当期純利益 (円)	△28.01	△32.02	12.17	38.20
総 資 産 (千円)	2,127,803	1,460,284	4,380,831	7,579,945
純 資 産 (千円)	1,967,072	1,299,803	4,192,929	6,932,902

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第151期におきましては、株式市場の長期低迷などにより、大幅な減収となり、当期純損失を計上するに至りました。
4. 第152期におきましては、株式市場の低迷により、積極的な投資を行うことはできませんでしたが、投資先株式の一部売却等を進めた結果、前期比で増収となったものの、黒字化には至りませんでした。
5. 第153期におきましては、エクイティファイナンス投資のキャピタルゲイン及び戦略投資のリターンにより、大幅な増収となり、黒字転換いたしました。
6. 当期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社の主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業セグメント	事業の内容
投資銀行	上場株投資、事業投資、事業プロジェクト投資、ブランド投資

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

会社名	主要な事業所
当社	(本社) 東京都港区

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減
21名	3名増

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 86,000,000株

(2) 発行済株式の総数 48,701,620株（自己株式30,136株を含む。）

(注) 発行済株式の総数は、第7回新株予約権の行使による増加1,430,000株及び第8回新株予約権の行使による増加873,000株により、2,303,000株増加しております。

(3) 株主数 22,152名（前期末比2,893名増）

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	3,401千株	6.99%
山 崎 光 博	3,274	6.73
エ ル エ ム ア イ 株 式 会 社	2,316	4.76
竹 井 博 康	895	1.84
JPMCB:CREDIT SUISSE SECURITIES	517	1.06
大 川 徹	383	0.79
白 石 和 弘	360	0.74
吉 澤 英 和	224	0.46
宮 城 久 夫	220	0.45
利 川 守 信	199	0.41

(注) 持株比率は、自己株式（30,136株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 現に発行している新株予約権 (平成27年3月31日現在)

第8回新株予約権

発行決議の日	平成26年9月1日
新株予約権の数	52,270個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,227,000株
新株予約権の発行価額	237円
行使価額	237円
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日から平成28年9月30日まで

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
竹井博康	代表取締役会長兼CEO (投資事業本部長)	エルエムアイ株式会社代表取締役社長 クリストフルジャパン株式会社代表取締役
秋田 勉	取 締 役 (管理本部長兼経理財務部長)	
長谷川隆也	取 締 役 (事業戦略室長)	軽井沢エフエム放送株式会社代表取締役
尾関友保	取 締 役	株式会社エムエフアイジャパン代表取締役
宇田好文	取 締 役	株式会社ブロードウェイ・パートナーズ代表取締役 北野建設株式会社社外取締役
高橋英也	常勤監査役	
永野義一	監 査 役	弁護士 株式会社東理ホールディングス社外監査役
坂井 眞	監 査 役	弁護士 株式会社デジタルガレージ社外監査役
廣瀬元亮	監 査 役	

(注) 1. 尾関友保、宇田好文の両氏は、社外取締役であります。

2. 永野義一、坂井眞、廣瀬元亮の3氏は、社外監査役であります。

3. 尾関友保、宇田好文、永野義一、坂井眞の4氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	106,470千円 (15,668千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	26,315千円 (18,272千円)
合計	9名	132,785千円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額(使用人分給与は含まない。)は年額240,000千円(うち社外取締役年間報酬限度額40,000千円)であります。また、取締役のストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額は別枠で年額80,000千円(うち社外取締役について20,000千円)であります。(平成22年6月29日開催の第149期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額48,000千円(うち社外監査役年間報酬限度額36,000千円)であります。また、監査役のストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額は別枠で年額40,000千円(うち社外監査役について20,000千円)であります。(平成22年6月29日開催の第149期定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 尾関友保

- i 他 の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社エムエフアイジャパンの代表取締役を兼務しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ii 他 の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
取締役会8回開催中7回(87.5%)出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
- v 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

② 取締役 宇田好文

- i 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社ブロードウェイ・パートナーズの代表取締役を兼務しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
北野建設株式会社の社外取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
取締役会 8 回開催中 8 回 (100.0%) 出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
- v 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

③ 監査役 永野義一

- i 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社東理ホールディングスの社外監査役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
取締役会は 8 回開催中 8 回 (100.0%) 出席し、監査役会は 8 回開催中 8 回 (100.0%) 出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
- v 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

④ 監査役 坂井眞

- i 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社デジタルガレージの社外監査役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
取締役会は8回開催中8回（100.0%）出席し、監査役会は8回開催中8回（100.0%）出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
- v 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

⑤ 監査役 廣瀬元亮

- i 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
当社代表取締役竹井博康の叔父であります。
- iv 当事業年度における主な活動内容
取締役会は8回開催中8回（100.0%）出席し、監査役会は8回開催中8回（100.0%）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
- v 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を下記のとおり定めております。

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、(4)及び(5)において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制管理責任者として、内部統制構築にかかわる全責任を負うとともに、当社並びにその子会社（以下「当社グループ」という。）の全役職員に対し企業倫理の遵守を継続的に行うよう徹底を図る。
- ② 取締役は、経営理念を率先垂範し、社員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先する企業風土を醸成する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、原則として月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役は他の取締役の職務執行の監督を行う。
- ④ 当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査に関する規程、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、職務執行状況の調査などを通じ、法令遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言又は勧告する。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス関連規程、規則等を定め、当社グループの全役職員が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、コンプライアンス委員会を設けコンプライアンス体制の構築、整備及び問題点の把握・解決を図る。
- ⑥ 当社は、当社グループの事業活動又は取締役及び社員のコンプライアンス上の違反行為あるいは疑義のある行為が行われ、又は行われようとしていることに取締役及び社員が気づいた際の通報体制として、社外の通報窓口の設置も含めて、個人が直接通報を行うことのできる手段を構築し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底した運用を行い、通報内容を秘守する等、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものとする。
- ⑦ 当社は、「コンプライアンス行動規準」、「反社会的勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序又は安全に脅威を与える反

社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。

- ⑧ 当社は、職務分掌に関する規程等に基づき、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
- ⑨ 当社は、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、未公表情報を厳格に取り扱い、インサイダー取引等の防止を図る。
- ⑩ 当社は、業務執行部門から独立した内部監査業務を専任所管する内部監査室を設け、専任者を配置する。専任者は、年度監査計画に基づき当社グループにおいて監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うとともに、内部監査結果を代表取締役役に報告を行い、併せて取締役会及び監査役へも報告する。
- ⑪ 当社は、内部監査室からの内部監査結果を受け、代表取締役役の指示に従い不備の改善及び開示すべき重要な不備の是正を行う。
- ⑫ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令への適合も含め、「コンプライアンスの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備し、業務の改善を図る。なお、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」については別途これを定める。
- ⑬ 当社は、会社情報の開示について、「情報開示規程」、その他関連規程において当社グループからの情報収集、開示書類の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会、取締役会及び経営会議の議事録を、法令及び関連規程に従い作成し、適切に保存、管理する。
- ② 当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社は、情報セキュリティに関する基本方針、規程を定め、各種情報資産への脅威が生じないよう適切な保護対策を実施する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動において想定される各種リスクにかかわる適切な評価・管理体制を構築する。また、リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント推進に係る課題、対策を協議、決定し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

- ② 当社は、事業上のリスクとして、市場リスク・信用リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク及び災害リスク等を認識し、個々のリスクに対するマニュアル等の整備及び見直しを行う。
- ③ 当社は、「危機管理細則」に基づき、不測の事態が発生した場合の対応を含む危機管理体制を整備し、有事には迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を防止し、損失を最小限にとどめる。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」において、取締役会において付議すべき事項を定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。また、併せて、決裁に関する稟議決裁基準一覧表にて、代表取締役等の決裁権限を定める。
- ② 当社は、代表取締役以下常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営全般にかかわる重要事項を協議・決定する。
- ③ 当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の透明性を確保するため、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と職務執行機能を分離する。
- ④ 当社の役員及び社員は、その専門機能に応じて子会社の経営効率の向上及び企業価値を高めるため、積極的に支援・指導・助言するものとする。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社マネジメント規程」等の関連規程を定め、子会社に対し、重要事項について当社の事前承認を得ること及び経営状況を定期的に報告又は説明することを義務付ける。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する特定の社員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その社員を定める。

(7) 当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する特定の社員を置いた場合には、当該社員は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従う。また、取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動、人事評価等については、事前に監査役と協議を行い決定する。

(8) 当社の監査役への報告に関する事項

- ① 監査役は、取締役会その他重要な決議の場に出席し報告を受ける。
- ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な書類・文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員にその説明を求めることができる。
- ③ 取締役及び社員は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役と相互の意思疎通を図るため、監査役と取締役間で随時会合を持つ。
- ② 取締役は、監査役の職務が実効的に行えるよう、監査役との間で、情報の交換に努める。
- ③ 内部監査室は、監査役との間に定期的な会合を持ち効率的な監査を行うことが可能な環境を構築する。
- ④ 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る監査計画につき事前説明を受け、内部監査の実施状況についても適宜報告を受ける。また、監査役が必要と認めた場合には、業務改善案等を求めることができる。
- ⑤ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図れる体制を構築する。
- ⑥ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月16日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の方針は当該改定がなされた後のものであります。

なお、改定内容は、当社グループ業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

備考

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,137,474	流 動 負 債	551,722
現金及び預金	4,237,979	未払金	24,283
売掛金	5	未払費用	15,190
営業投資有価証券	2,732,668	未払法人税等	186,366
前払費用	48,516	預り金	33,281
短期貸付金	405,000	繰延税金負債	290,230
未収入金	348	その他	2,370
その他の	7,957	固 定 負 債	95,320
貸倒引当金	△295,000	繰延税金負債	4,072
固 定 資 産	437,568	退職給付引当金	81,469
有 形 固 定 資 産	58,547	資産除去債務	9,512
建物	12,199	長期預り保証金	266
車両運搬具	9,804	負 債 合 計	647,043
工具、器具及び備品	22,034	純 資 産 の 部	
土地	14,509	株 主 資 本	6,305,062
無 形 固 定 資 産	3,340	資本金	3,556,678
商標権	3,118	資本剰余金	3,721,364
ソフトウェア	143	資本準備金	2,231,717
電話加入権	78	その他資本剰余金	1,489,647
投資その他の資産	375,680	利 益 剰 余 金	△961,310
投資有価証券	20,163	利益準備金	35,500
関係会社株式	0	その他利益剰余金	△996,810
関係会社社債	200,000	繰越利益剰余金	△996,810
長期前払費用	1,957	自 己 株 式	△11,670
差入保証金	40,014	評価・換算差額等	615,451
投資不動産	313,545	その他有価証券評価差額金	615,451
貸倒引当金	△200,000	新 株 予 約 権	12,387
繰 延 資 産	4,902	純 資 産 合 計	6,932,902
株式交付費	2,167	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,579,945
社債発行費等	2,734		
資 産 合 計	7,579,945		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		8,315,754
売 上 原 価		5,194,515
売 上 総 利 益		3,121,239
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		998,654
営 業 利 益		2,122,585
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,687	
有 価 証 券 利 息	4,061	
業 務 受 託 手 数 料	2,400	
そ の 他	1,459	14,609
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90	
社 債 発 行 費 等 償 却	7,722	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	265,000	
そ の 他	1,773	274,586
経 常 利 益		1,862,608
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	15,000	
違 約 金 収 入	100,000	115,012
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	405	
固 定 資 産 除 却 損	1,634	
環 境 対 策 費	985	
そ の 他	148	3,172
税 引 前 当 期 純 利 益		1,974,447
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	165,861	
法 人 税 等 調 整 額	△559	165,302
当 期 純 利 益		1,809,145

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,401,555	2,076,594	1,489,697	3,566,291	35,500	△2,805,955	△2,770,455	△10,395	4,186,996		
当期変動額											
新株の発行（新株予約権の行使）	155,123	155,123		155,123					310,246		
当期純利益						1,809,145	1,809,145		1,809,145		
自己株式の取得								△1,376	△1,376		
自己株式の処分			△49	△49				101	52		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	155,123	155,123	△49	155,073	—	1,809,145	1,809,145	△1,274	2,118,066		
当期末残高	3,556,678	2,231,717	1,489,647	3,721,364	35,500	△996,810	△961,310	△11,670	6,305,062		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,756	4,756	1,176	4,192,929
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				310,246
当期純利益				1,809,145
自己株式の取得				△1,376
自己株式の処分				52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	610,694	610,694	11,211	621,906
当期変動額合計	610,694	610,694	11,211	2,739,973
当期末残高	615,451	615,451	12,387	6,932,902

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等は、その事業年度の財務諸表又は事業年度の四半期会計期間に係る四半期財務諸表に基づいて、組合等の純資産額を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 投資損失引当金……………営業投資有価証券等について、実質価額の下落による損失に備えるため、健全性の観点から投資先の経営成績及び財政状態を勘案し、その損失見積額を計上することとしております。

(5) 環境対策引当金……………保管するPCB廃棄物の処理費用に備えるため、合理的に見積もることができる処理費用の見積額を計上しております。

- (6) 訴訟損失引当金……………係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

- ① 株式交付費……………3年間で定額法により償却しております。
 ② 社債発行費等……………社債の償還期限内又は3年間のいずれか短い期間で定額法により償却しております。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資金に係る会計処理

投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の四半期財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じ、各々、営業投資有価証券及び売上高として計上しております。

(4) 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 121,116千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費 11,285千円
 営業取引以外の取引高 4,061千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	46,398,620	2,303,000	—	48,701,620
合計	46,398,620	2,303,000	—	48,701,620

(注) 発行済株式総数の増加は、第7回新株予約権の行使による増加1,430,000株及び第8回新株予約権の行使による増加873,000株によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	25,864	4,531	259	30,136

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであり、減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月25日開催の第154期定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

配当金の総額	243,357千円
配当の原資	資本剰余金
1株当たり配当額	5円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月26日

4. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
提出会社	2004年第1回新株予約権(注)1	普通株式	100,000	—	100,000	—
	2004年第2回新株予約権(注)1	普通株式	6,000	—	6,000	—
	第7回新株予約権(注)2	普通株式	1,430,000	—	1,430,000	—
	第8回新株予約権(注)3	普通株式	—	6,100,000	873,000	5,227,000

- (注) 1. 2004年第1回新株予約権及び2004年第2回新株予約権の減少は、新株予約権の行使期間満了による消却によるものであります。
2. 第7回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。
3. 第8回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,433,388千円
営業投資有価証券評価損	150,040千円
関係会社株式評価損	121,499千円
貸倒引当金	160,083千円
減損損失	37,366千円
その他	72,239千円
繰延税金資産小計	2,974,617千円
評価性引当額	△2,974,209千円
繰延税金資産合計	408千円
繰延税金負債	
資産除去債務(固定資産)	△538千円
その他有価証券評価差額金	△294,172千円
繰延税金負債合計	△294,711千円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△294,302千円

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は30,030千円、その他有価証券評価差額金が30,017千円、法人税等調整額が12千円、それぞれ減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、事業計画に基づき、主に社債や新株予約権の発行により資金を調達しております。この調達資金により、将来有望な国内外の上場企業並びに非上場企業へ投資を行っております。従って、信用リスク、価格変動リスク、為替リスクを伴う金融資産及び流動性リスクを伴う金融負債を有しているため、会社経営において、リスクの把握と管理が重要であると考えております。そのため、当社は、リスク管理の基本的な事項をリスクマネジメント基本規程として制定しております。この規程の中で、管理すべきリスクの種類を特定するとともに的確な評価を行い、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスを構築し、実践していくことを定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社における主な金融資産は、上場株式・新株予約権、非上場株式、投資事業組合への出資金、関係会社株式及び関係会社社債であります。主に純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、上場株式については一部売買目的で保有しております。これらの金融資産は、投資先企業の信用リスク及び価格変動リスクを伴っております。なお、上場企業への投資は、主にエクイティファイナンスの引受けであり、新株予約権の引受割合を高く設定することにより、新株のみの引受けと比べ、当該株式の価格変動リスクが限定的なものとなります。さらに、市場動向に即した計画的な権利行使により、当該リスクの軽減を図っております。また、非上場株式は流動性が低く、外貨建金融資産は為替リスクを伴っております。なお、当事業年度末において同事業の重要な金融負債はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、投資先企業の信用リスクに関して、投資規程及び関連諸規則に従い、投資事業本部において、民間信用調査機関及び案件担当者の企業分析等による情報に基づき投資先企業の状況を定期的にモニタリングしております。なお、緊急を要する重要情報を入手した場合は、取締役会又は投資委員会にて、早急に対応策を協議する体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

i 金利リスクの管理

当社は、金利の変動リスクを回避するため、金融負債において固定金利又は無利息による資金調達を中心に行っております。そのため、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

ii 為替リスクの管理

当社は、外貨建金融資産及び金融負債について為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。今後、状況に合わせて為替リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行う可能性があります。

当社において、外国為替レート（主として、円・米ドルレート）のリスクの影響を受ける主たる金融商品は、営業投資有価証券のうちドル建ての投資事業組合への出資金であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成27年3月31日時点で、円が対米ドルで10%下落すれば10,117千円増加するものと考えられます。反対に円が対米ドルで10%上昇すれば10,117千円減少するものと考えられます。

iii 価格変動リスクの管理

当社は、投資規程及び関連諸規則に従い、取締役会又は投資委員会において、投資判断を行っております。新規投資案件については、投資先企業のデューデリジェンスにより投資限度額、価格変動リスクの評価を含む投資回収等の投資計画を立案し、取締役会又は投資委員会においてその投資計画の決定を行っております。また、投資案件の検討・審議を慎重かつ効率的に行うために、投資委員会の下部組織として投資検討会議を設けております。さらに、投資事業本部は、投資先企業に関する経営情報を収集・分析し、リスク状況をモニタリングするとともに、必要に応じ、取締役会及び投資委員会に報告する体制を構築しております。なお、上場株式会社については、価格変動リスクに備え、新株予約権の引受割合を高くする投資手法に加え、取得価額から20%程度下落した段階で株価の回復可能性等を検討し、売却処分を行うことで価格変動リスクの軽減を図っております。

当社は、主な金融資産である上場株式会社について新株予約権を効果的に組み合わせて投資を行っていることで、価格変動リスクを低減しているため、これに係る市場リスク量を把握することを重視しておらず、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。代表的なリスク分析の計測モデルであるバリュウ・アット・リスク（V a R）は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、将来へ向けた事業再生及び新規事業計画の提案を組み合わせた当社の投資手法とは親和性が低いと考えており、これを利用しておりません。

しかしながら、営業投資有価証券に含まれる上場株式会社については、当社において、株価の価格変動（主として、国内上場銘柄）のリスクの影響を受ける主たる金融資産であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成27年3月31日時点で、T O P I Xが20%上昇すれば521,121千円増加するものと考えられます。反対に、T O P I Xが20%下落すれば、521,121千円減少するものと考えられます。

iv デリバティブ取引

現在、デリバティブ取引を行っておりません。

③ 流動性リスクの管理

当社は、投資回収の管理、資金調達の様態の多様化、海外投資家との提携等による調達環境を考慮した調整をすることで資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,237,979	4,237,979	—
(2) 営業投資有価証券			
売買目的有価証券	125,034	125,034	—
その他有価証券	2,279,489	2,279,489	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	17,663	17,663	—
(4) 短期貸付金	405,000		
貸倒引当金（※）	△295,000		
	110,000	110,000	—
資産計	6,770,166	6,770,166	—

（※）短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業投資有価証券、(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

(4) 短期貸付金

短期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) 営業投資有価証券 その他有価証券」及び「資産 (3) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
資 産	
① 非上場株式 (※1)	
その他有価証券	212,898
関係会社株式	0
② 新株予約権付社債 (※1)	
関係会社社債	200,000
③ 新株予約権 (※1)	16,569
④ 組合出資金 (※2)	101,176
資産計	530,644

(※1) 非上場株式、新株予約権付社債及び新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、平成21年12月に代物弁済により取得した不動産及び賃貸用の土地を有しております。代物弁済により取得した不動産は当社で使用せず処分の方針であり、継続的に処分活動を進めておりますが、当事業年度末時点において、成約には至っておりません。今後も処分活動を継続し、資金回収を図っていく方針に変更はありません。

なお、当該不動産は投資その他の資産の投資不動産に計上しております。また、賃貸用の土地に関する賃貸損益は、338千円であります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
328,055	397,801

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づく金額であります。

(持分法損益等に関する注記)

当社の関連会社は、損益等から見て重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	クリストフルジャパン(株)	(所有)直接50.0%	社債の引受役員の兼任(2名)	社債の引受	—	関係会社社債(注) 1	200,000
				利息の受取(注) 2	4,061	—	—

(注) 1. 関係会社社債に対し、200,000千円の貸倒引当金を計上しております。

2. 社債の引受けに伴う社債利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	尾関友保	(被所有)直接0.06%	—	新株予約権の権利行使(注) 1	33,180	—	—
役員	宇田好文	(被所有)直接0.10%	—	新株予約権の権利行使(注) 1	32,706	—	—
役員	坂井眞	—	—	新株予約権の権利行使(注) 1	59,250	—	—
役員	廣瀬元亮	(被所有)直接0.15%	—	新株予約権の権利行使(注) 1	37,920	—	—
役員が議決権の過半数を所有している会社	エルエムアイ(株)	(被所有)直接4.78%	資金の貸付	貸付金の回収	105,000	短期貸付金	100,000
				利息の受取(注) 2	2,458	その他流動資産	3,199

(注) 1. 平成26年9月1日の取締役会決議により発行された第8回新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 資金の貸付に伴う利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	142円19銭
2. 1株当たり当期純利益	38円20銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	37円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

O a k キャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 渡 邊 均 ㊞

業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 木 下 雅 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

Oakキャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役	高橋英也	Ⓐ
監査役（社外監査役）	永野義一	Ⓐ
監査役（社外監査役）	坂井眞	Ⓐ
監査役（社外監査役）	廣瀬元亮	Ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後機動的な資本政策を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の8,600万株から増加し、1億5,000万株に変更するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条及び第38条の一部を変更するものであります。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線__は変更部分を示します。）

現	行	変	更	後
第6条	当社の発行可能株式総数は、 <u>8,600万株</u> とする。	第6条	当社の発行可能株式総数は、 <u>1億5,000万株</u> とする。	
第28条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第28条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
第38条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第38条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	

第2号議案 剰余金処分の件

当社は、従来より株主の皆様に対する利益還元を早期に実施することを経営の最重要課題として捉えておりますが、2013年に計画いたしました2か年の成長戦略は予定通り達成し、経営成績及び財務体質は当期末におきまして格段に向上いたしましたので、今後の事業展開及び事業の継続的成長のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

また、今後の事業展開のため、会社法第452条の規定に基づき、剰余金を処分し、その他資本剰余金で繰越欠損を填補することについても、あわせてご承認をお願いするものであります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、243,357,420円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 996,810,523円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 996,810,523円

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たけいひろやす 竹井博康 (昭和25年10月16日生)	平成5年11月 エル・アンド・エムインターナショナル株式会社（現エルエムアイ株式会社）代表取締役社長（現任） 平成15年6月 当社代表取締役CEO 平成18年5月 当社代表取締役会長 平成18年7月 クリソフルジャパン株式会社代表取締役（現任） 平成20年3月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） 平成20年8月 当社投資事業本部長 (重要な兼職の状況) エルエムアイ株式会社 代表取締役社長 クリソフルジャパン株式会社 代表取締役	895,300株
2	あきたつとむ 秋田勉 (昭和37年3月22日生)	昭和60年4月 株式会社ダイエー入社 平成11年7月 株式会社ダイエーホールディングコーポレーション経営企画室グループマネージャー 平成16年8月 当社入社経理財務部次長 平成19年7月 当社経理財務部長 平成21年4月 当社執行役員 経理財務部長 平成24年6月 当社執行役員 管理本部長兼経理財務部長 平成24年6月 当社取締役 管理本部長兼経理財務部長（現任）	35,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	はせがわ たかや 長谷川 隆也 (昭和45年4月1日生)	平成9年5月 日本電気株式会社入社 平成16年11月 アクセンチュア株式会社通信ハイテク産業本部マネージャー 平成20年5月 株式会社ファッションウォーカー 最高技術責任者 (CTO) 平成24年1月 当社入社事業企画室ダイレクター 平成24年6月 当社執行役員事業戦略室長 平成25年6月 当社取締役事業戦略室長 平成26年4月 軽井沢エフエム放送株式会社 代表取締役 (現任) 平成27年4月 当社取締役事業投資部長 (現任) (重要な兼職の状況) 軽井沢エフエム放送株式会社 代表取締役	30,000株
4	おぎ ともや 尾 関 友 保 (昭和29年6月13日生)	平成9年7月 日本アウトソーシング株式会社 代表取締役社長 平成11年8月 プライスウォーターハウスコーパス BPOジャパン株式会社 プレジデント 平成13年1月 アクセンチュア株式会社 パートナー 平成14年4月 株式会社エムエフアイジャパン 代表取締役 (現任) 平成16年6月 当社社外監査役 平成20年6月 当社取締役 平成21年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エムエフアイジャパン 代表取締役	32,500株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	宇田好文 (昭和16年8月17日生)	昭和41年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社（NTT））入社 平成11年6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（NTTドコモ））代表取締役副社長 平成14年6月 NTTリース株式会社（現NTTファイナンス株式会社）代表取締役社長 平成18年10月 当社顧問 平成20年6月 北野建設株式会社 社外取締役（現任） 平成22年6月 当社社外取締役（現任） 平成24年2月 デジタルポスト株式会社 取締役会長（現任） 平成24年11月 株式会社ブロードウェイ・パートナーズ 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ブロードウェイ・パートナーズ 代表取締役 北野建設株式会社 社外取締役	50,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾関友保氏及び宇田好文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等について
- (1) 尾関友保氏は、永年にわたり経営コンサルティング会社等の企業経営の豊富な経験を有しております。加えて米国公認会計士として専門的知識を備えており、当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は4年であり、その後、同氏が当社取締役に就任してからの年数は7年であり、社外取締役としての在任期間は6年であります。
- (2) 宇田好文氏は、永年にわたり数多くの投資案件を経験され、当社の投資対象である分野にも精通されております。
- 従いまして、当社の経営に対し、豊富な経験と知見を活かしていただけるものと判断して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は5年であります。
4. 尾関友保氏及び宇田好文氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き同内容の責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。
5. 当社は、尾関友保氏及び宇田好文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
おおたのぶひろ 太田信廣 (昭和25年3月17日生)	平成8年3月 エルエムフーズ株式会社 平成14年10月 当社投資事業本部 平成24年5月 当社投資管理室 平成27年4月 当社投資・運用管理室(現任)	2,300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 第1号議案「定款一部変更の件」及び候補者の選任が承認され、候補者が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階
コスモスホール I
TEL (03) 3265-8211



交通機関と所要時間

- 地下鉄 麹町駅（有楽町線）1番出口（半蔵門方面出口）より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 赤坂見附駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分